

令和元年十月二十五日受領
答弁 第二二五号

内閣衆質二〇〇第二二五号

令和元年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員山井和則君提出英語民間試験が大学進学を目指す高校生の選択の幅を狭めているため実施を延期すべきこと等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出英語民間試験が大学進学を目指す高校生の選択の幅を狭めているため実施を延期すべきこと等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、民間試験（令和二年度から実施される大学入試英語成績提供システムにおいて活用される民間の英語の資格・検定試験をいう。以下同じ。）の実施会場及び試験日程の設定は各民間試験によつて様々であることから、一概にお答えすることは困難であるが、文部科学省においては、「大学入試英語成績提供システム参加要件」（平成二十九年十一月一日独立行政法人大学入試センター理事長裁定）に基づき、民間試験を実施する団体（以下「実施団体」という。）が「毎年度四月から十二月までの間に複数回の試験を実施すること」、「原則として、毎年度全都道府県で実施すること」及び「試験に申し込んだ受検希望者の受検機会の確保に努めること」とされていることを踏まえ、受験生がより多くの受検機会を得られるよう、各実施団体に対して、受験需要に応じた実施会場及び試験日程の設定を要請しているところである。

二について

お尋ねの「こうしたケース」の具体的に意味するところが明らかではなく、また、御指摘の「高校三年生になってから大学進学を目指すことを決意した」者が民間試験を受験できる回数については、受験を希望する民間試験の種類並びに当該民間試験の実施会場及び試験日程によって異なることから、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、文部科学省においては、一について述べたとおり、各実施団体に対して、受験需要に応じた実施会場及び試験日程の設定を要請しているところである。

三及び四について

御指摘の「今の高校二年生と同様に」及び「今の高校二年生に比べて、試験会場の選択等の面で不利」の具体的に意味するところが明らかではなく、また、民間試験の申込みの手続の詳細は各実施団体において定められるものであることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

五及び六について

お尋ねの「予約金」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

七について

御指摘の「システム」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省ウェブサイト

ト上に設けている「大学入試英語ポータルサイト」（以下「ポータルサイト」という。）において、各大学における民間試験の利用予定や各民間試験の実施会場及び試験日程等の情報を掲載しているところであり、さらに、現在、受験生の利便性の向上の観点から、ポータルサイトの改修について検討しているところである。

八について

生徒等から御指摘の「高校の校長の証明書」の発行を求められた場合の対応については、各高等学校において判断されるべきものであり、また、高等学校の判断に対する不服申立ての手続については、当該高等学校の設置者等によつて異なることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

九から十二までについて

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。